慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	一九七三年西ドイツ行刑法政府草案(二・ 完) : 「自由刑および自由の剥奪をともなう改善および保安処分の執行法草案 : 行刑法」
Sub Title	Entwurf eines Gesetzes über den Vollzug der Freiheitsstrafe und der freiheitsentziehenden Maßregeln der Besserung und Sicherung : Strafvollzugsgesetz (StVollzG)-Januar, 1973 (2, end)
Author	中谷, 瑾子(Nakatani, Kinko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1973
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.46, No.8 (1973. 8) ,p.65- 88
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19730815-0065

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

一九七三年西ドイツ行刑法政府草案（二・完）

「自由刑および自由の剝奪をともなう改善および保安処分の執行法草案—行刑法—」

【Entwurf eines Gesetzes über den Vollzug der Freiheitsstrafe und der freiheitsentziehenden Maßregeln der Besserung und Sicherung——Strafvollzugsgesetz (StVollzG)-Januar, 1973】

中谷瑾子

まえがき
訳文
序文
～
第一二章
第八九条……（以上前号）
第一三章
第九〇条……（以下本号）
～
第一八九条
第一三章　懲戒処分（Disziplinarmaßnahmen）

第九〇条　要件（Voraussetzungen）

(1) 被拘禁者が、この法律によりまたはこの法律にもとづいてその者に課されている義務に違反し、有責的（schuldhaft）であるときは、施設の長は、その者に対して、懲戒処分を命ずることができる。

(2) 被拘禁者に警告を与えること（zu verwarnen）で十分であるときは、懲戒処分を行わないものとする。

(3) 懲戒処分は、その違反行為について刑事訴訟手続または過料を科する手続が開始される場合にも、許されるものとする。

第九一条　懲戒処分の種類

(1) 許される懲戒処分は、つぎのとおりである。

一　譴責（Verweis）、

二　二週間以内の読物の制限または剝奪ならびに三ヶ月以内のラジオおよびテレビの視聴の制限または停止。これらを同時に停止することは二週間以内にかぎる、

三　自由時間中の労作用の物品、共同の行事への参加、または自用金の使用および物品購入についての三ヶ月以内の制限または停止、

四　一週間以内の戸外滞留の停止、

五　四週間以内の作業の停止、

六　施設外の者との交通を緊急の場合に三ヶ月以内で制限すること、

七　四週間以内の監置（Arrest）。

(2) 監置は、重大な、またはたびたび繰り返えされた違反行為を理由としてのみ、科することができる。

(3) 数種の懲戒処分は、共に併科することができる。

(4) 第一項第四、五、六号による処分は、違法行為が、制限され、または剝奪される権利と関連がある場合にのみ命ずることができるものとする。監置と関連のある場合には、この限りではない。

第九二条　懲戒処分の執行・保護観察のための猶予（Aussetzung zur Bewährung）

(1) 懲戒処分は、原則として、直ちに執行する。

(2) 懲戒処分は、その全部または一部を六ヶ月以内の期間、保護観察のために猶予することができる。

(3) 自用金の使用を制限し、または停止するときは、この期間内に与えられる自用金は、維ぎ資金に繰り入れなければならないものとする。

(4) 施設外の者と被拘禁者との交通を制限する場合には、本人が文書の交換をし、または本人に常時面会に来る者の一人にこのことを通知する機会を本人に与えなければならない。第二八条第一項にかかげる受取人との文書の交換は、制限されないものとする。

(5) 監置（Arrest）は、独居拘禁にして（in Einzelhaft）執行する。被拘禁者は、特別の監置室に収容されることがある。その特別監置室は、昼夜を通しての滞留のために定められた拘禁室に対する要求に合致するものでなければならない。第一九条、第二〇条、第二二条、第六〇条ないし第六三条から被拘禁者に与えられた許可は、格別の指示がなされない限り、監置期間中は停止されるものとする。

第九三条　懲戒権限（Disziplinarbefugnis）

(1) 懲戒処分は、施設の長が命ずる。他の施設への途上における違反行為の場合には、移送先施設（Bestimmungsanstalt）の長が権限を有する。

(2) 施設の長は、監督官庁の同意を得てのみ、懲戒権限を委任することができる。違反行為が施設の長自身に対するものであるときは、施設の長は、監督官庁に決定を委ねなければならない。

(3) 被拘禁者に対して、他の執行施設において、または未決勾留中

に命ぜられた懲戒処分は、嘱託にもとづいて執行される。ただし、第九二条第二項については、この限りでない。

第九四条　手続（Verfahren）

(1) 事実関係（Sachverhalt）は、明らかにされなければならない。被拘禁者の言い分は、聴取されるものとする。取調（Erhebungen）は、調書にとるものとする。被拘禁者が関与したこと（Einlassung）は、記入される。

(2) 重大な違反の場合には、施設の長は、決定に先立ち、被拘禁者の処遇に協力する者と会議を開いて協議しなければならない。医師が治療中の被拘禁者、妊婦または授乳中の母親に対しては、懲戒処分の命令に先立ち、施設医師の意見を聞かなければならない。

(3) 決定は、被拘禁者に、施設の長から口頭で告知し、かつ、簡単な理由を付して文書に作成するものとする。

第九五条　医師の協力

(1) 監置を執行するには、事前に、医師の意見を聞かなければならない。監置の間は、被拘禁者は、医師の監督のもとにおくものとする。

(2) 監置の執行は、被拘禁者の健康が害されるおそれがあるときは、中止（unterbleiben）、または中断される（unterbrechen）。

第一四章　権利救済（Rechtsbehelfe）

第九六条　不服申立権（Beschwerderecht）

(1) 被拘禁者は、自己に関する事項について、施設の長に対して希望の開陳（Wünschen）、問題の提起（Anregungen）および不服の申立（Beschwerden）をする機会を与えられる。このために、定期的な面接時間が設けられなければならない。

(2) 監督官庁の代表者が施設を視察するときは、被拘禁者が自己に関する事項について、この者に請願をする（sich wenden）ことができるように保証されなければならない。

(3) 請願権および服務監督の不服申立は、本条で規定する限りでない。

第九七条　裁判所の裁決をもとめる申立（Antrag auf gerichtliche Entscheidung）

(1) 行刑区域での個人的な事項の調整のための処分に対しては、裁判所の裁決をもとめる申立をすることができる。この申立とともに、拒否されまたは行われていない処分を発令するよう義務づけることを求めることもできる。

(2) 裁判所の裁決を求める申立は、申立人がその処分またはその処分の拒否または不処分によって、その者の権利が侵害されていると主張する場合にのみ許される。

(3) 州法は、行政事前手続が先に行われた後に始めて申立を提起することができるものと規定することができる。

第九八条　管轄（Zuständigkeit）

(1) 申立については、その管轄区域内に執行官庁がある刑執行部（Strafvollstreckungskammer）が裁決する。刑執行部の管轄は、第九七条第三項の行政事前手続の決定によって、変ることはない。

第九九条　関係人（Beteiligte）

(1) 裁判所の手続の関係人は、つぎのとおりである。

一　申立人、

二　異議を申し立てられた処分を命じ、または提案された処分を拒否し、もしくはその処分をしなかつた執行官庁、

三　検察官（Staatsanwaltschaft）、それが関与の権限を行使するとき。

(2) 上級地方裁判所（Oberlandesgericht）または連邦最高裁判所（Bundesgerichtshof）の手続においては、権限を有する監督官庁は、第一項第二号による関係人である。

第一〇〇条　申立期間（Antragsfrist）・申立権回復（Wiedereinsetzung）

(1) 申立は、処分の交付後もしくは文書による告知後またはその文書をもつてする拒否後もしくは裁判所の事務局の調書にすることの拒否後、一ヶ月以内にしなければならない。行政事前手続（第九七条第三項）が行われる限り、期間は異議についての決定の交付または文書による告知とともに進行を始める。

(2) 申立人が、その責めによらないで（ohne Verschulden）期間を遵守することを妨げられたときは、申立にもとづきその者に、原状回復（Wiedereinsetzung in den vorigen Stand）を許さなければならない。

(3) 申立権回復の申立は、支障のなくなつた後二週間以内に提起しなければならない。申立の理由としての事実は、申立提起にあたり、または申立後の手続において、確実なものに（glaubhaft）しなければならない。時期に遅れた法律行為（Rechtshandlung）は、申立期間内に追完されなければならない。これが行われたときは、申立権の回復は、申立がなくても、許すことができるものとする。

(4) 遅延期間の終了から一年間たつた後は、申立権回復の申立は、その一年間が経過する前には、不可抗力により（infolge höherer Gewalt）それが不可能であつた場合を除き、許されないものとする。

第一〇一条　着手申立（Vornahmeantrag）

(1) 申立人が、処分をしないこと（Unterlassen einer Massnahme）に反対するときは、処分の着手を求める申立から三ヶ月経過する前に、裁判所の裁決を求める申立を提起することができない。ただし、その事件の特別な事情のため、それ以前に裁判所の訴訟提起が必要とされるときは、このかぎりでない。

(2) 申立てられた処分がまだ行われていないことについて十分な理由がある場合には、裁判所は、その手続を、裁判所が定める期間の満了まで停止するものとする。この期間は、さらに延長することができる。申立てられた処分が、所定の期間内に行われたときは、その争訟の本案（Hauptsache）は、解決されたものとする。

第一〇二条　処分の停止（Aussetzung der Maßnahme）

(1) 裁判所の裁決をもとめる申立には、猶予の効力はない（keine aufschiebende Wirkung）。

(2) 裁判所は、それが、申立人の権利の行使を無効にし、または非常に困難にするおそれがあり、より高く評価すべき利益が即時の執行に対立しないときは、執行を停止することができる。裁決は取り消すことができないものとする。

第一〇三条　裁判所の裁決（Gerichtliche Entscheidung）

(1)　裁判所は、口頭の審理なしに決定（Beschluß）によつて裁決する。

(2)　裁判所は、処分が違法であり、そのために、申立人がその権利を侵害されているかぎり、その処分を、また、行政事前手続が先行するかぎり、その異議についての決定（Widerspruchsbescheid）を取り消すものとする。その処分がすでに執行されているときは、裁判所はまた、事件が裁判に熟しているかぎり、執行官庁が、その執行をもとにもどすべき旨およびその方法についても言い渡すことができる。

(3)　処分が前もつて撤回またはその他により解決ずみになつている場合において、申立人が、その確認に正当な利益を有するときは、裁判所は、申立に対し、その処分が違法であつた旨を言い渡すものとする。

(4)　処分の拒否または不処分が違法であり、そのために、申立人がその権利を侵害されているかぎり、事件が裁判に熟している場合には、裁判所は、執行官庁が、申し立てられた職務行為に着手すべき義務を有する旨を言い渡すものとする。その他の場合には、裁判所は、その法律見解を顧慮して、申立人を教示すべき義務を言い渡すものとする。

(5)　執行官庁がその裁量によつて処置する権限を有するかぎり、裁判所は、裁量権の法律上の限界を逸脱し、または、授権の目的にふさわしくない方法でその裁量を行つているが故に、処分または

その拒否もしくは不処分が違法であるか否かをも審査するものとする。

第一〇四条　抗告（Rechtsbeschwerde）

(1)　刑執行部の裁判上の決定に対しては、法の形成発展（Fortbildung des Rechts）のため、または判例統一の確保（Sicherung einer einheitlichen Rechtsprechung）のために事後審査（Nachprüfung）を可能にする必要があるときは、抗告が許されるものとする。

(2)　抗告は、裁決が法律の違反にもとづくということによつてのみ、支持されうる。法律規範（Rechtsnorm）が適用されず、または正しく適用されないときは、法律の違反があるものとする。

(3)　抗告には、猶予の効力はない。第一〇二条第二項は、この場合に準用する。

(4)　抗告に対しては、本法が別段の定めをしないかぎり、抗告に関する刑事訴訟法の規定を準用する。

第一〇五条　抗告の管轄（Zuständigkeit für die Rechtsbeschwerde）

抗告については、その管轄区域内に刑執行部の所在地がある上級地方裁判所の刑事部（Strafsenat）がこれを裁決する。

第一〇六条　方式・期間・理由

(1)　抗告は、異議を申し立てられた裁決をした裁判所に、裁判上の決定の送達後一ヶ月以内に申し立てなければならない。その他、この期間内に、どの程度裁決を争い、その取消を求めるか、陳述を行わなければならない。申立には、理由を付さなければならない。

(2) 裁決が、手続に関する法規違反の理由で争われるのか、それとも、その他の法規違反の理由で争われるのかは、申立の理由から判断されなければならない。前者の場合には、瑕疵を含む事実を列挙しなければならない。

(3) 抗告人（Beschwerdeführer）としての申立人は、このことを、弁護士の署名した文書において、または事務局の調書にしてのみ、なすことができる。

第一〇七条　抗告に対する裁決

(1) 刑事部は、口頭の審理なしに決定によつて裁決するものとする。

(2) その審理は、抗告申立にのみもとづくものとする。また抗告が手続の瑕疵にもとづくときは、抗告理由中に指摘された事実にのみもとづくものとする。

(3) 刑事部が、一致して、その抗告は明らかに理由がないと認めるときは、抗告を却下する決定は、理由を必要としない。

(4) 抗告に理由があると認められるかぎり、異議を申し立てられた裁決は取り消されなければならない。事案が裁判に熟していると きは、刑事部が、刑執行部に代つて、裁決することができる。さもなければ、事案を新たな裁決のために刑執行部に差し戻さなければならない。

(5) 刑事部の裁決は終審である。

第一〇八条　他の規定の準用

(1) この法律から、別段のことが明らかにならないかぎり、刑事訴訟法（Strafprozeßordnung）の規定は、その趣旨に従つて準用しなければならない。

(2) 貧民無料訴訟権（Armenrecht）の許可については、民事訴訟法（Zivilprozeßordnung）の規定を準用しなければならない。

第一〇九条　手続の費用

(1) 手続を終結する裁決においては、誰が、手続の費用および必要な立替金を負担するかを決定しなければならない。

(2) 申立人が負け、またはその申立を取り下げるかぎり、その者が手続の費用および必要な立替金を負担するものとする。第一項による裁決の前に、申立の取り下げ以外の方法で処分が落着した場合には、裁判所は、手続の費用および必要な立替金について、公正な裁量によつてこれを決定するものとする。

(3) 第二項第二文段は第一〇三条第三項の場合には適用しないものとする。

(4) その他、刑事訴訟法第四六四条ないし第四七三条は、この場合に、その趣旨にしたがつて適用するものとする。

第三編　自由の剝奪をともなう改善および保安処分の執行に関する特別規定

第一章　社会治療施設内収容（Unterbringung in einer sozialtherapeutischen Anstalt）

第一一〇条　処遇の目的

社会治療施設の特別の治療方法および社会扶助ならびに専門職

員による釈放後の保護（nachgehende Betreuung）は、被収容者に、将来、社会的な責任において、犯罪行為をおかすことなく生活する能力を付与しなければならないものとする。

第一一一条　他の規定の適用

社会治療施設内収容については、以下に別段の定めのないかぎり、自由刑の執行に関する規定（第二条ないし第一〇九条）がその趣旨にしたがつて適用される。

第一一二条　自由意思にもとづく収容（Aufnahme auf freiwilliger Grundlage）

(1) 前に収容者であつた者（ein früherer Untergebrachter）は、その者の処遇の目的が新たにおびやかされ、かつ、施設に収容しておくことがこの理由から正当化されるときは、その者の申立により、一時的に、執行施設に再収容することができる。その収容は、何時でも取り消すことができるものとする。

(2) 被収容者に対しては、執行の処分は、直接強制（unmittelbarer Zwang）をもつて行うことはできない。

(3) 被収容者は、その者の申立があるときは、直ちに釈放されなければならない。

第一一三条　釈放準備のための休暇（Urlaub zur Vorbereitung der Entlassung）

(1) 施設の長は、被収容者または第九条によつて社会治療施設に移送された被拘禁者に、釈放の準備のため、六ヶ月以内の特別休暇（Sonderurlaub）を与えることができる。

(2) 被収容者には、休暇のための指示（Weisungen）を与えなければならない。その者には、施設の専門職員または施設によつて決定された保護者の保護に従い、また、一定の短期の間隔をおいて、施設に帰還すべきことを、とくに、指示することができる。

(3) 施設の長は、この時点で、被収容者の事情により、改めて施設に収容して処遇する必要があることが明らかになつたときは、休暇を取り消すものとする。

第一一四条　組織および設備（Einrichtung und Ausstattung）

(1) 社会治療施設に対する専門職員の数は、被収容者の釈放後の保護をも保証できるよう配置しなければならない。

(2) 施設には、休暇中の者、条件付釈放中の者、およびその他の、かつて被収容者だつた者のためのホーム（Heime）を附設しなければならない。

第一一五条　女子施設における社会治療処遇

女子の社会治療施設内収容は、施設が社会治療的処遇のために設備されている場合には、自由刑の執行のために定められた女子施設内で行うことができる。

第二章　保安監置（Sicherungsverwahrung）

第一一六条　処遇の目的

被保安監置者は、社会一般を保護するために、確実に収容されるものとする。被収容者には、再び自由な生活（訳注＝社会）に復

帰するように補助が与えられなければならない。

第一一七条　他の規定の適用

保安監置には、以下に別段の定めがないかぎり、自由刑の執行に関する規定（第二条ないし第一〇九条）をその趣旨にしたがつて適用する。

第一一八条　設備および組織

保安施設（Sicherungsanstalt）の設備、とくに、居室の設備、ならびに援助（Förderung）および保護（Betreuung）のための特別の措置は、被収容者に、施設におけるその生活を有意義なものとし、かつ、その者を長期にわたる自由剥奪の害から守るよう補助するのでなければならない。その者の個人的な要求は、できるかぎり考慮されなければならない。

第一一九条　被服

被収容者は、保安の理由に反せず、かつ、被収容者が自己の費用をもつて洗濯し、規則的な交換をすることができるときは、自己の被服、下着および敷布を使用することができる。

第一二〇条　自己労作・小遣銭

(1) それが、被収容者に釈放後の就業能力を与え、これを維持し、または促進する目的に役立つときは、この者には、報酬（Entgelt）をうるため、自己労作をすることを許すものとする。

(2) 小遣銭（第四三条）は、月三〇ドイツ・マルクを下回つてはならない。

第一二一条　釈放準備

(1) 釈放を試み、かつ、準備するために、執行を緩和し、および一ヶ月以内の特別休暇を与えることができる。

(2) 執行の緩和については第一一条、執行緩和指示の付与および取消については第一四条を準用する。

第一二二条　女子施設における保安監置

女子の保安監置は、その施設が保安監置のために設備されているときは、自由刑の執行のために定められた女子施設内でも行うことができる。

第三章　精神治療施設および禁絶施設内収容（Unterbringung in einer psychiatrischen Krankenanstalt und in einer Entziehungsanstalt）

第一二三条　精神治療施設内収容

精神治療施設における被収容者の処遇は、医療上の観点に従つて行うものとする。被収容者は、できるかぎり、治療を受け、またはその症状がもはや危険でなくなるまで恢復されなければならない。その者には、必要な監督、保護および看護を与えるものとする。

第一二四条　禁絶施設内収容（Unterbringung in einer Entziehungsanstalt）

禁絶施設における被収容者の処遇目的は、その者の性癖（Hang）を治療し、かつ、その根底にある態度の不全性（Fehlhaltung）を除去することにある。

第一二五条　他の規定の適用

精神治療施設または禁絶施設内収容は、連邦法に別段の定めのない限り、州法に従うものとする。

第四編　執行官庁（Vollzugsbehörden）

第一章　司法執行施設（Justizvollzugsanstalten）の種類および組織

第一二六条　司法執行施設

自由刑ならびに社会治療施設および保安監置における収容は、州司法行政部（Landesjustizverwaltungen）の施設（司法執行施設 Justizvollzugsanstalten）において執行するものとする。

第一二七条　執行の分離

(1) 社会治療施設内収容は、他の執行施設から分離された施設内で執行する。保安監置における収容は、分離された施設、または自由刑のために定められた執行施設の分離された区画内で執行する。

(2) 女子は男子とは別に、特別な女子施設内に収容しなければならない。特別な理由があるときは、男子の施設に、女子のため分離された区画を設けることができる。

第一二八条　分類（Differenzierung）

(1) 自由刑の執行のために、個々の被拘禁者の必要に応じた処遇が保証される種々の施設または区画内に、拘禁場所を設けなければならない。

(2) 開放執行の施設は、逃走に対する予防手段を全く講じないか、または、わずかしか講じないものとする。閉鎖執行の施設は、より確実な収容を保証するものとする。

第一二九条　幼児を有する母親のための設備

女子の施設には、母親をその幼児とともに収容することができる設備を設けなければならない。

第一三〇条　施設の規模および構造（Größe und Gestaltung der Anstalten）

(1) 司法執行施設は、各人の要求に応ずる処遇を保証しているように構成されなければならないものとする。

(2) 執行施設は、一目瞭然に保護グループと処遇グループに分けられなければならない。

(3) 社会治療施設および女子のための司法執行施設に対する収容定員は、二〇〇人をこえてはならない。

第一三一条　居室（Räume）の規模および構造

(1) 休息時間および自由時間中に過ごすための居室ならびに雑居室および面会室は、居心地のよい、または、その他その目的に適つた構造としなければならない。それらは、十分な気積（Luftinhalt）を有し、健康的な生活管理のために、十分な暖房ならびに換気、床面積および窓面積を備えたものでなければならない。

(2) 連邦司法大臣は、連邦議会の賛成をえて、法規命令（Rechtsverordnung）によって、居室の気積、床面積および窓面積ならびに暖房および設備に関する詳細を決定する権限を有する。

第一三二条　収容力の確定（Festsetzung der Belegungsfähigkeit）

(1) 監督官庁は、各施設の収容力を、休息時間中適当な収容（第一八条）が保証されるように確定するものとする。

(2) 施設の収容力は、第三七条による労作のためには十分な数の作業場（Arbeitsplätze）を、また、宗教教誨、成人教育、自由時間、スポーツ、治療処分および面会のためには十分な数の居室を、自由に使用できるような程度でのみ決定することが許される。

第一三三条　過剰収容の禁止（Verbot der Überbelegung）

(1) 拘禁室には、認められた以上に多くの者を収容してはならない。

(2) この点についての例外は、一時的にのみ、かつ、監督官庁の同意をえてのみ許されるものとする。

第一三四条　釈放のための施設

釈放の準備をするため、閉鎖施設には、開放設備（offene Einrichtungen）を附設するか、または、別の開放施設を備えなければならない。

第一三五条　作業供給（Arbeitsbeschaffung）

執行官庁は、作業のための連邦施設の権限のある役所およびその他の労働・経済生活の団体および役所と共同して、すべての作業能力のある被拘禁者が、経済的に収益の多い作業を行うことができ、またはそれが職業上促進されるよう配慮しなければならない。

第一三六条　施設工場（Anstaltsbetriebe）

(1) 施設においては、第三七条によつて指定された活動のために、必要な工場を設けなければならない。

(2) 施設工場は、施設外の類似の工場と同様なものにしなければならない。この場合、労働保護および災害防止規則（Arbeitsschutz— und Unfallverhütungsvorschriften）が顧慮されなければならないものとする。

(3) 私企業によつて維持される工場においては、この企業の一員に、技術的および専門的指導を委任することができるものとする。

第一三七条　執行共同体（Vollzugsgemeinschaften）

第一二六条ないし第一三六条による執行施設のために、諸州は、執行共同体を組織することができる。

第二章　司法執行施設に対する監督（Aufsicht über die Justizvollzugsanstalten）

第一三八条　監督官庁（Aufsichtsbehörden）

(1) 州司法行政部（Landesjustizverwaltungen）は、司法執行施設の監督を行う。州の司法行政部は、監督権限を司法執行官庁（Justizvollzugsämter）に委任することができる。

(2) 作業制度および社会的作業、成人教育、保健およびその他の専門的な理由にもとづいた被拘禁者の処遇に関する監督については、専門職員の協力または専門的助言を確保しなければならないものとする。

第一三九条　執行計画（Vollstreckungsplan）

(1) 州司法行政部は、執行計画中に、司法執行施設の土地管轄および事物管轄（örtliche und sachliche Zuständigkeit）を規定するものとする。

(2) 執行計画は、何れの有罪判決を受けた者（welche Verurteilte）が指定施設または指定区画に割り当てられるかを規定する。それ以後の執行のための移送については、処遇および社会復帰の理由にもとづいて決定することができる。

(3) その他、管轄は一般的な特徴（メルクマール）に従つて決定しなければならない。

第一四〇条　移送についての権限（Zuständigkeit für Verlegungen）

州司法行政部は、移送に関する決定を留保し、またはそれを中央センター（zentrale Stelle）に委任することができる。

第三章　司法執行施設の内部組織（Innerer Aufbau der Justizvollzugsanstalten）

第一四一条　共同作業

(1) 執行におけるあらゆる活動は、共同して行い、処遇目的を達成することに協力するものとする。

(2) 釈放保護・保護観察補助の官庁および役所、指揮監督のための監督所、労働官庁、その他の官庁の社会補助の組織および独立の社会福祉事業の団体は、ともに、緊密に協力しなければならない。

第一四二条　執行職員（Vollzugsbedienstete）

(1) 司法執行施設の任務は、執行官吏（Vollzugsbeamten）によつて行われる。特別な理由があるときは、その任務は、司法執行施設の他の職員ならびに兼任者または契約により義務を負う者にも委任することができる。

(2) 各施設には、その任務に応じて、必要な数の多種多様な職能グループの職員、とくに一般執行職、管理職および技能職の職員、ならびに、教誨師、医師、教育学者、心理学者およびソーシャルワーカーを配置しなければならない。

第一四三条　施設の管理（Anstaltsleitung）

(1) 各司法執行施設については、高級職の官吏（ein Beamter des höheren Dienstes）が専任の長に任命されなければならない。特別な理由があるときは、施設は上級職の官吏（ein Beamter des gehobenen Dienstes）によつても管理されることがある。

(2) 施設の長は、外部に対して施設を代表する。施設の長は、一定の範囲の任務が他の執行職員の責任またはその共同の責任に委ねられていないかぎり、執行の全体について責任を負うものとする。

(3) 第七四条第二項による捜検、第七六条による特別の保安措置および第九一条による懲戒処分を命ずる権限は、処遇に関与した職員の会議、または施設の長の常任代理人、または高級職の官吏にのみ委任することができる。特別な理由があるときは、その権限は、施設区画の範囲については上級職の官吏にも委任することができる。

第一四四条　宗教教誨（Seelsorge）

(1) 当該宗教団体との諒解のもとに、教誨師（Seelsorger）を専任で

任命し、または契約により義務を負わせるものとする。

(2) 宗教団体の所属者が少数であつて、第一項の教誨が是認されないときは、他の方法で、教誨師の保護を認めなければならない。

(3) 施設の教誨師は、施設の長の同意を得て、自由な教誨補助者（freier Seelsorgehelfer）を用い、また、宗教礼拝、および、その他の宗教的な行事のために、外部から、教誨師を招聘することができる。

第一四五条　医療（Ärztliche Versorgung）

(1) 医療は、専任の施設医師、および必要に応じて、その他の医師によつて確保されなければならない。

(2) 看護は、看護人（Krankenpfleger）および看護助手によつて行うものとする。

第一四六条　会議（Konferenzen）

(1) 執行計画の設定および検討のため、および執行における重要な決定の準備のために、施設の長は、処遇に権威をもつて関与する者との会議を行うものとする。

第一四七条　被拘禁者の共同責任

被拘禁者および被収容者（訳注：改善・保安処分収容者。以下同じ）には、共同の利害に関する事項、すなわち、その特性および施設の任務にもとづいて、その協力に適している事項について、責任を共にすることを可能にしなければならない。

第一四八条　施設内規則（Hausordnung）

(1) 施設の長は、監督官庁の同意を得て、施設内規則を発する。

(2) 施設内規則には、とくにつぎの事項に関する規定を盛り込まなければならない。

一　面会時期、面会の回数および時間、

二　作業時間、自由時間および休息時間ならびに、

三　申立および抗告を提出し、または監督官庁の代表者に請願をする機会

(3) 施設内規則の印刷物は、各拘禁室にそなえておかなければならない。

第四章　施設審議会（Anstaltsbeiräte）

第一四九条　審議会の組織（Bildung der Beiräte）

(1) 司法執行施設には、審議会が組織されなければならない。

(2) 執行職員は、審議会の構成員になつてはならない。

(3) 詳細は、州が規定する。

第一五〇条　権限（Befugnisse）

(1) 審議会の構成員は、とくに希望（Wünsche）、問題提起（Anregungen）および異議（Beanstandungen）に応ずることができる。審議会の構成員は、収容、作業、給養、医療および処遇を調査し、ならびに施設およびその設備を視察することができる。

(2) 審議会の構成員は、被拘禁者および被収容者をその居室に訪問することができる。それらの者との面談および文書の交換は、監視されることはない。

第一五一条　秘密保持義務（Pflicht zur Verschwiegenheit）

審議会の構成員は、その職務外において、その性質上秘密を要するすべての事項、とくに被拘禁者および被収容者の氏名および人格について秘密を保持する義務を負うものとする。このことは、その職務の終了後においても、適用される。

第五章　行刑における刑事学上の研究（Kriminologische Forschung im Strafvollzug）

第一五二条

刑事学部門職（kriminologischer Dienst）の責務は、研究組織と協力して、執行、とくに処遇方法を科学的に発展させ、その成果を刑事司法の目的のために利用することである。

第五編　終結規定（Schlußvorschriften）

第一章　司法執行施設における監置罰の執行（Vollzug des Strafarrest in Justizvollzugsanstalten）

第一五三条　原則

以下に別段の定めがない限り、自由刑の執行に関する規定（第二条ないし第一〇九条）がこの場合に準用されるものとする。

第一五四条　面会・文通（Schriftverkehr）

(1)　被拘禁者には、週に一度、面会を受けることを許すものとする。

(2)　面会および文書の交換は、それが、施設の保安と秩序の理由から必要である場合にのみ、禁じ、または監視することができる。

第一五五条　被服・下着および敷布

被拘禁者は、保安の理由に反せず、かつ、被拘禁者が自己の費用で、洗濯をし、規則的な交換をするときは、自己の被服、下着および敷布を使用することができる。

第一五六条　購入

被拘禁者は、自己の費用で、滋養品および嗜好品ならびに保健用薬品を、適当な範囲で、施設の仲介を経て購入することができる。

第二章　秩序拘留、保安拘留、強制拘留および強行拘留の執行（Vollzug von Ordnungs-, Sicherungs-, Zwangs-, und Erzwingungshaft）

第一五七条　原則

裁判によつて命ぜられた、秩序拘留、保安拘留、強制拘留、強行拘留の執行については、拘留の特性および目的に反せず、または、以下に別段の定めがないかぎり、自由刑の執行に関する規定（第二条ないし第一〇九条）が、その趣旨にしたがつてこの場合に適用される。

第一五八条　収容（Unterbringung）

作業中、自由時間および休息時間中の雑居収容（第一七条および第一八条）は、被拘禁者の承諾のある場合に限つて許される。これは、秩序拘留が、拘留刑、または、自由の剝奪をともなう改善・保安処分の執行における収容を中断して執行される場合には、適用されない。

第一五九条　被服・下着および敷布

被拘禁者は、自己の費用で洗濯をし、規則的な交換をするときは、自己の被服、下着および敷布を使用することができる。

第一六〇条　購入

被拘禁者は、自己の費用で、滋養品および嗜好品ならびに保健用薬品を、適当な範囲で、施設の仲介を経て購入することができる。

第一六一条　作業

被拘禁者は、作業または補助活動を義務づけられない。作業は、希望により、被拘禁者に割り当てられるものとする。

第三章　少年刑務所および未決勾留の執行における作業報酬 (Arbeitsentgelt in Jugendstrafanstalten und im Vollzug der Untersuchungshaft)

第一六二条　少年刑務所

(1) 少年刑務所の被拘禁者が、その者に割りあてられた作業を履行したときは、第四〇条第一項および第二項に従つて定められた作業報酬を得るものとする。その者が、その他の指定された労作または補助活動を履行したときは、それが、その者の労作および作業給付（Arbeitsleistung）の種類に類似するものである限り、その者は、前段の作業報酬を得るものとする。

(2) 作業能力はあるが、その者に責めのない理由から作業を割り当てることのできない被拘禁者、第四二条第二項の要件のある病気にかかつている被拘禁者および作業を行わない妊婦は、休業補償を受けるものとする。休業補償の額および期間は、第四二条第三項ないし第五項に従つて決定すべきものとする。

(3) 虚弱のため作業をせず、または、休業補償が与えられないか、または、もはや与えられない被拘禁者は、必要な場合には、適当な小遣銭を受けるものとする。労作または補助活動に対し、第一項第二文段の作業報酬を受けない被拘禁者についても、同様である。

(4) その他、第四一条および第四五条ないし第四八条が準用される。

第一六三条　未決勾留

未決勾留者が、その者に割り当てられた作業を履行したときは、第四〇条第一項および第二項によつて定められた作業報酬を得るものとする。

第四章　司法執行施設における直接強制 (Unmittelbarer Zwang in Justizvollzugsanstalten)

第一六四条

(1) 直接強制に関する第八二条ないし第八九条は、次の諸項に応じて、行刑法の適用範囲外の司法執行職員にも適用される。

(2) 未決勾留および刑事訴訟法第一二六条aによる仮の収容の執行の場合には、刑事訴訟法第一一九条第五項および第六項は、本条で規定する限りではない。

(3) 少年拘禁（Jugendarrest）監置罰（Strafarrest）ならびに秩序拘

禁、保安拘禁、強制拘禁および教育拘禁（Erziehungshaft）の執行の場合には、逃走を挫折させ、または、再逮捕するために（第八八条第一項第三号）銃を使用してはならない。

(4) 州法は、とくに、少年刑（Jugendstrafe）の執行の際には、銃の使用を前項に規定する以上に制限して規定することができる。

第五章　連邦法の適合（Anpassung des Bundesrechts）

第一六五条　裁判所構成法

裁判所構成法は、次のように変更される。

一　第七八条a第一項は次の規定内容（folgende Fassung）をもつものとする。

『(1) その管轄区域内に、自由刑または、自由の剝奪をともなう改善および保安処分を執行する施設が設けられ、または、その管轄区域内に他の執行官庁があるかぎり、地方裁判所に刑執行部が組織される。刑執行部は、次の決定について権限を有する。

一　刑事訴訟法から別段のことが明らかにならないかぎり、刑事訴訟法第四六二条a、第四六三条による決定、

二　行刑法第九七条による決定。』

二　第一二一条は、次のように変更される。

(a) 第一項第二号の後に、次の第三号を付け加える。

「三　行刑法第一〇四条による刑執行部の裁決に対する抗告」

(b) 第二項は、次の規定内容をもつものとする。

「(2) 上級地方裁判所は、第一項第一号aまたはbによるその決定の場合には、一九五〇年四月一日以後に宣告された決定、第一項第三号による決定の場合には、一九七四年一月一日以後に宣告された他の上級地方裁判所の決定、または、連邦最高裁判所の決定と異なる決定をしようとするときは、連邦最高裁判所にその事件を提出しなければならない。」

(c) 第二項の後に、次の第三項を付け加える。

「(3) 多くの上級地方裁判所を設置している州は、州政府の法規命令（Rechtsverordnung）により、手続の適切な促進または、より速い解決のため、それが合目的的であるかぎり、第一項第三号による決定を、上級地方裁判所の一つまたは、州最高裁判所に指定することができる。州政府は、州司法行政に授権を委任することができる。」

第一六六条　裁判所構成法施行法

去る一九六九年九月八日の国家保護―刑事事件における二審制度の一般的導入法（Gesetz zur allgemeinen Einführung eines Zweiten Rechtszuges in Staatsschutz-Strafsachen）によって変更された、一八七七年一月二七日の裁判所構成法施行法第二三条第一項第二文段（ライヒ官報七七頁）は、次の規定内容をもつものとする。

「少年刑、少年拘禁、未決勾留ならびに自由刑および司法執行以外の改善および保安処分の執行における執行官庁の命令、処置またはその他の処分についても同様である。」

第一六七条　刑事訴訟法

刑事訴訟法第四五五条の後に、以下の規定を付け加える。

「第四五五条a

(1) 執行官庁は、執行組織の理由から必要であり、公共の安全という、より重大な理由に反しないときは、自由刑または自由の剝奪をともなう改善および保安処分の執行を猶予し、または、被拘禁者の承諾なしにこれを中断することができる。

(2) 執行官庁の裁決が、適時に得られないときは、施設の長は、第一項の要件の下に、被拘禁者の承諾なしに、仮に執行を中断することができる。」

第一六八条　軍刑法施行法

去る一九七二年八月二一日の国防軍規律法改正法（連邦官報第一部一四八一頁）によって変更された、一九五七年三月三〇日の軍刑法施行法の第七章（連邦官報第一部三〇六頁）中、「または、一般の執行官庁による監置罰の執行について」の語句を、削除するものとする。

第一六九条　連邦軍執行法

一九七二年一一月二九日の連邦軍執行法（連邦官報第一部二二〇五頁）は、次のように変更される。

一　第一条においては、「この法規の第二条ないし第二一条が適用される」の語句は、「この法規が、適用される」の語句に代える。

二　第二二条を廃止する。

第一七〇条　民事訴訟法

民事訴訟法第九〇七条を廃止する。

第一七一条　裁判所費用法

裁判所費用法を次のように変更する。

一　第一条は、次の規定内容をもつものとする。

「第一条　適用範囲

民事訴訟法、破産法、和議法（Vergleichsordnung）、強制競売および強制管理法、刑事訴訟法、秩序違反法および行刑法による正式裁判の手続については、費用（手数料および出費）は、この法律によってのみ取り立てるものとする。」

二　第八八条の後に、次の章を付け加える。

「第七章　行刑法による裁判上の手続における手数料

第八九条

(1) 行刑法による裁判所の裁決および抗告の申立に関する手続については、次のものを取り立てるものとする。

一　申立の却下または抗告棄却の場合には、全手数料の半分、

二　申立または抗告の取下げの場合には、全手数料の四分の一。

(2) 価額は、民事訴訟法第三条によって定めるものとする。すなわち、裁判所が職権をもってこれを確定するものとする。第一〇条、第二三条第一項第三文段ないし第四文段、第二項は、この場合に準用する。」

三　これまでの章の中で、「第七章」「第八章」および「第九章」の語句は、「第八章」「第九章」「第十章」の語句に代えるものとする。

第一七二条　連邦弁護士手数料法

連邦弁護士手数料法の第六六条aは、次の規定内容をもつものとする。

「第六六条a　司法官庁の命令の事後審査

(1)　裁判所構成法施行法第二五条、第二九条による上級地方裁判所および連邦最高裁判所の手続、および、行刑法第九七条による裁判所の裁決を求める申立に関する手続においては、この章の規定が、その趣旨にしたがつて適用される。手数料は、第一一条第一項第一文段によるものとする。

(2)　行刑法第一〇四条による抗告に関する手続においては、弁護士は、第一審と同じ報酬を受ける。報酬は、第一一条第一項第二文段によるものとする。」

第一七三条　司法行政領域における費用に関する法

去る一九七一年三月一八日の連邦中央登記法（連邦官報第一部二四三頁）によつて変更された、一九四〇年二月一四日の司法行政領域における費用に関する法第一〇条（ライヒ官報第一部三五七頁）は、次の規定内容をもつものとする。

「第一〇条

(1)　自由刑および自由の剝奪をともなう改善および保安処分の執行についての費用は、次の場合にのみ取り立てるものとする。

一　被拘禁者または被収容者が、行刑法に規定された収入を得たとき、

二　第三項第一文段の要件が存在するとき、または

三　被拘禁者または被収容者が、その作業義務を果さないとき。

(2)　行刑法第四六条第一項に規定された拘禁費用分担金は執行費用として取り立てられる。第一項第一号の場合には、拘禁費用分担金は、行刑法に規定された収入からのみ控除してよいものとする。

(3)　連続して一ヶ月以上の期間（länger als einen zusammenhängenden Zeitraum von einem Monat）その者に責めがないのに（ohne Verschulden）働くことができず、または、その作業報酬から拘禁費用分担金を支払うことができないか、または、完全には支払うことができない被拘禁者または被収容者は、この期間に入手する予定の収入（laufende Einkünfte）を、執行費用のために請求することができる。請求は、法律上の扶養請求権の負担にしたり、小遣銭、自用金ならびに維ぎ資金（行刑法第四三条、第四四条、第四七条第一項）に応じた額の負担にしてはならない。」

第六章　社会保険および失業保険（Sozial—und Arbeitslosenversicherung）

第一七四条　ライヒ保険法（Reichsversicherungordnung）

ライヒ保険法を、次のように変更する。

一　第一六三条の後に「五a、被拘禁者」の題と次の第一六三条aを付け加える。

「第一六三条a

この法律の意味における被拘禁者とは、未決勾留、自由刑お

よび自由の剝奪をともなう改善および保安処分の執行において収容された者である。その者が、この法律に従つて、有償で雇われた者とみなされる限り、当の執行施設に対し権限をもつ州が雇傭者とみなされる。」

二　第一六五条bの後に、次の第一六五条cを付け加える。

「第一六五条c

(1)　作業報酬、教育補助金または休業補償（行刑法第四〇条ないし第四二条）を受ける被拘禁者も、第一六五条第一項および第二項の意味における有償で雇われた者とみなされる（第一六三条a）。この者の保険加入義務に対する要件は、その者がライヒ鉱業従事者法第一六五条第一項第三号および第三一五条aならびに第一九条第一項を除き、他の法律規定によつて、保険加入義務を課せられていないことである。

(2)　第一六九条、第一七二条第一項第一号および第二号、第一七三条および第一七四条に列挙された者が、補助の資格を有する（beihilfeberechtigt）場合およびそれを有する限り、保険は任意である。

(3)　保険の給付（Leistung）と保険料の割当は、連邦議会の賛成を得て、法規命令により、毎年、連邦政府の決定する統一額を基礎とする。この額は、保険法の原則を正しく考慮して、被拘禁者の最低作業報酬および被傭者の作業報酬に対してつりあいのとれているものでなければならない。

(4)　第一項による被保険者は、その者が最後に構成員であつた金庫（Kasse. 訳注、疾病金庫の意。わが国の健康保険組合に相当する）に属する。保険が存在しなかつたときは、その者は、当の執行施設に対する権限を有する最高の司法官庁が存在する地区の普通地区疾病金庫（Allgemeine Ortskrankenkasse）の組合員になるものとする。

三　第三八一条第一項第二文段は、次の規定内容をもつものとする。

「一月の報酬が、労働者の年金保険において、月収（Monatsbezüge）に適用される保険料の割当限度（Beitragsbemessungsgrenze）（第一三八五条第二項）の十分の一以下の被保険者、志願による社会奉仕期間促進法（das Gesetz zur Förderung eines freiwilligen sozialen Jahres）の意味における一年間の志願によるゾチアーレス・ヤール[1]を履行している被保険者、および、第一六五条c第一項による被保険者については、雇用者が、保険料を単独で負担するものとする。」

四　第三八五条は、次のように変更し、補足するものとする。

(a)　第三項の後に、次の第四項を付け加える。

「(4)　第一六五条c第一項による被保険者については、労働不能の場合、少なくとも六週間、その作業報酬を引き続き支払うことを請求する権利を持つ保険加入義務のある組合員に適用される保険料は、二分の一に減ずるものとする。」

(b)　従来の第四項および第五項は、第五項および第六項となる。

五　第三九三条bの現在の文言は、第一項になり、それに、次の第二項を付け加えるものとする。

「(2) 連邦労働・社会秩序大臣は、第一六五条c第一項による被保険者に対して、連邦議会の賛成を得て、法規命令により、保険料の支払に関し、保険料総額の算定を規定し、支払方法を規制し、届出義務の例外を決定することができる。」

六 第五一四条第二項は、次の規定内容をもつものとする。

「(2) 第一六五条c、第二五七条a、第三〇六条第二項、第三一二条第二項、第三一三条第二項、第三一五条aないし第三一七条第五項ないし第七項、第三八一条第一項第二文段、第三八五条第四項および第三九三条b第二項をこの場合に準用する。」

七 第五二〇条第一項第二文段中、ピリオドをセミコロンに代え、かつ、次のような法文の半分（folgender Halbsatz）を付け加える。

「その者は、第一六五条c第一項の被保険者のために、保険料を、補償金庫（Ersatzkasse）に支払わなければならない。」

八 第五六六条第二項は、次の規定内容をもつものとする。

「(2) 釈放後の被害者の資産の算定については、それが、権利者のためにより有利である場合には、第五六一条第三項を準用する。」

九 第五七一条は、次のように変更される。

a) 第一項の後に、次の第二項を付け加える。

「(2) 行刑法第四〇条、第四一条による作業報酬および教育補助金は、第一項の意味における勤労所得（Arbeitseinkommen）とはみなされない。」

b) 従来の第二項は、第三項となる。

一〇 第一二二七条に、次の第三項を付け加える。

「(3) 作業報酬、教育補助金、または休業補償（行刑法第四〇条ないし第四二条）を受ける被拘禁者（第一六三条a）も、他の法律規定によつて、保険を義務づけられていないかぎり、第一項第一号の意味における、報酬を得て雇われている者とみなされる。

一一 第一二三七条第一項に次の第二文段を付け加える。

「第一二二七条第三項の被保険者には、執行の利益がその者に対立していないかぎり、それを許すことができるものとする。」

一二 一二四一条に、次の第四項を付け加える。

「(4) 第一二二七条第三項による被保険者の一時金（übergangsgeld）の請求は、執行施設におけるその者の収容期間中は、停止される。」

一三 第一二五五条中、第六項の後に、次の第六項aを付け加える。

「(6a) 第一二二七条第三項により、保険をかけられている者については、第一六五条c第三項に従つて決定された金額が、作業報酬とみなされる。その他第六項第二文段を準用する。」

一四 第一三〇三条は、次のように変更される。

a) 第一項第四文段は削除される。

b) 第八項中、「第一二二七条第一項第一文段第六号または第七号」の語句の後に、「および第三項」の語句を付け加える。

一五　第一三八五条は、次のように変更される。

a）　第三項中、文字e)の後のピリオドはコンマに代えられ、次の文字f)が付け加えられる。

「f）　第一二二七条第三項による被保険者の場合には、第一六五条c第三項に従つて決定された金額。第一二五五条第六項第二文段がこの場合に準用される。」

b）　第四項においては、文字f)の後のピリオドはコンマに代えられ、次の文字g)を付け加える。

「g）　第一二二七条第三項によつて雇傭者のみ保険が義務づけられている場合」

c）　第五項の後に、次の第六項を付け加える。

「(6)　雇傭者は、第一二二七条第三項により保険をかけられている者のために、被傭者の年金保険料（Beitrag zur Rentenversicherung der Angestellten）とともに、保険料の全額を納付するものとする。連邦労働・社会秩序大臣は、連邦議会の賛成を得て、法規命令により、保険料全額の概算（pauschale Berechnung）を規定し、ならびに、各保険部門へのこの額の分配および支払方法を規制するものとする。

訳註(1)　Sozialeｓ Jahr（ゾチアーレス・ヤール）とは、西ドイツにおいて、一七歳から二五歳までの間の年齢で、一二ヶ月間、福祉保護、少年保護、または健康保護（病院または類似の）の施設、機関で、完全に保護的、教育的または家庭経済的な補助を行い、これに対し、単に宿泊、食事、作業服、小遣いていどのものを得る者は、そのことに関して一九六四年八月一七日のDas Gesetz zur Förderung eines freiwilligen sozialen Jahres vom 17.8.1964 (BGBl. I. 640) にもとづき証明書をうける。このゾチアーレス・ヤールの履行は、子供養育補助金（Kindergeld）、社会保険、所得税および財産税での子供免除額等の点で特典が与えられるという効果をもたらす、という制度である。すなわち、ゾチアーレス・ヤールとは、志願による社会奉仕期間（年）を意味する。

第一七五条　被傭者保険法(2)

訳注(2)　本条の見出しは Angestelltenversicherungsschutz（被傭者保険保護）とあるが、目次の表示ならびに規定内容から判断してこれは Angestelltenversicherungsgesetz の誤記と思われるので、「被傭者保険法」と訂正、表示した。

被傭者保険法は、次のように変更される。

一　第二条に次の第三項を付け加える。

「(3)　作業報酬、教育補助金または休業補償（行刑法第四〇条ないし第四二条）を受ける被拘禁者（ライヒ保険法第一六三条a）も、第一項第一号の意味で、報酬を得て雇われている者とみなされる。」

二　第一四条第一項に、次の第二文段を付け加える。

「第二条第三項による被保険者には、執行の利益が、その者に対立しない限り、それが与えられうる。」

三　第一八条に、次の第四項が付け加えられる。

「(4)　第二条第三項による被保険者の一時金の請求は、その執行施設での収容期間中は、停止される。」

四　第三二条では、第六項の後に、次の第六項aが付け加えられる。

「(6a)　第二条第三項に従つて、保険をかけられている者に対しては、ライヒ保険法第一六五条c第三項に従つて決定された額が、作業報酬とみなされる。その他、第六項第二文段がこの場合に準用される。」

五　第八二条は、次のように変更される。

a)　第一項第四文段は、削除される。

b)　第八項においては、「第二条第一項第八号または第九号」の語句の後に、「および第三項」を付け加える。

六　第一一二条は、次のように変更される。

a)　第三項においては、文字f)の後のピリオドを、コンマに代え、次の文字g)を付け加える。

「g)　第二条第三項による被保険者の場合には、ライヒ保険法の第一六五条c第三項によつて決定された価額。第三二条第六項第二文段がこの場合には準用される。」

b)　第四項においては、文字g)の後のピリオドをコンマに代え、次の文字h)を付け加える。

「h)　第二条第三項によつて雇傭者単独で保険が義務づけられる場合」

c)　第五項の後に、次の第六項を付け加える。

「(6)　雇傭者は、第二条第三項によつて保険をかけられている者に対して、労働者の年金保険の保険料とともに保険料の全額を納付する。連邦労働・社会秩序大臣は、連邦議会の賛成を得て、法規命令によつて、保険料全額の概算を規定し、ならびに、この額の各保険部門への分配および支払方法を規制することができる。」

七　第二〇五条においては、「第一五七条、第一五八条(外国の立法)の語句の後のピリオドを、コンマにかえ、「第一六三条a(被拘禁者)」の語句を付け加える。

第一七六条　雇傭促進法(Arbeitsförderungsgesetz)

去る一九七二年八月一〇日の農業者疾病保険法(das Gesetz über die Krankenversicherung der Landwirte)(連邦官報第一部一四三三頁)によつて変更された一九六九年六月二五日の雇傭促進法(連邦官報第一部五八二頁)は、次のように変更される。

一　第一〇七条第一文段は、次のように変更される。

a)　第二号中、「労作の」の語句を削除する。

b)　次の第五号を付け加える。

「五　失業者が、被拘禁者として、保険料支払の義務を負つていた時(第一六八条三項a)」

二　第一一二条第五項には、次の第四号を付け加える。

「四　失業者が、被拘禁者として保険料支払の義務を負つていた(第一六八条第三項a)時には、最後に、保険料算定の基礎にされた金額。」

三　第一三三条には、次の第二項を付け加える。

「(2)　未決勾留、自由刑または自由の剝奪をともなう改善および

保安処分の執行を終えた後、執行施設は、釈放者に、連邦施設の備え付けの書式の用紙を用いて、その者が、釈放前最後の三年間に、第一六八条第三項aにより、保険料支払の義務を負つていた時に関する証明書を交付しなければならない。」

四　第一六八条においては、次の第三項aを付け加える。

「(3a)　作業報酬、教育補助金または失業補償（行刑法第四〇条ないし第四二条）を受ける被拘禁者（ライヒ保険法第一六三条a第一文段）も、他の法律規定により、保険料支払の義務がないか、または、第一六九条第二号、第三号または第四号により保険料が無料でないかぎり、保険料支払の義務を負うものとする。保険料支払の義務を負う被拘禁者は、本項の規定の意味における被傭者とみなされる。執行施設に対し権限を有する州は、その限りにおいて、雇傭者とみなされる。」

五　一七〇条第三項においては、「第一六八条第二項により」の語句を、「（第一六八条第二項）ならびに被拘禁者の（第一六八条第三項a）」に代える。

六　第一七一条に、次の第三項を付け加える。

「(3)　第一六八条第三項aによる被拘禁者の保険料は、執行施設に対して権限を有する州がこれを負担するものとする。」

七　第一七五条には、次の第三項を付け加える。

「(3)　連邦労働・社会秩序大臣は、被拘禁者の保険料および執行施設に対して権限を有する州の保険料（第一六八条第三項a）の総額の算定を、法規命令によつて規定することができる。大臣は、支払方法を規制し、届出義務（第一七八条）の例外を定めることができる。」

第一七七条　保険料負担部分の控除

執行官庁が、疾病保険および年金保険ならびに労働のための連邦施設に保険料を支払わなければならないかぎり、当該官庁は、作業報酬、教育補助金または休業補償から、被拘禁者が、被傭者として、この収入を得たとき、被拘禁者の保険料の負担部分に応じた額を控除することができる。

第七章　基本権の制限・ベルリン条項・施行（Einschränkung von Grundrechten. Berlin-Klausel. Inkrafttreten）

第一七八条　基本権の制限

基本法（Grundgesetz）第二条第二項第一文段および第二文段の基本権（生命・身体の不可侵性および人身の自由）および第一〇条第一項の基本権（信書、郵便および電信の秘密）は、この法律により制限される。

第一七九条　ベルリン条項

この法律は、一九五二年一月四日の第三次経過法（Überleitungsgesetz）（連邦官報第一部第一頁）第一三条第一項の趣旨により、ベルリン州においても適用される。この法律にもとづいて発せられる法規命令は、第三次経過法第一四条により、ベルリン州において適用される。

第一八〇条　施行

(1) この法律は、第二項に別段の定めをしない限り、一九七四年一月一日に施行する。

(2) 第二二条、第三七条ないし第四九条、第六〇条第二項第二文段、第一二〇条第二項、第一六二条、第一六三条、第一七三条、第一七四条、第一七五条、第一七六条および第一七七条は、特別の連邦法により実施するものとする。

第一八一条　経過的規定内容（Übergangsfassungen）

一九七四年一月一日から一九七六年一二月三一日の満了までは、次の規定を適用する。

一　第二四条第二項は、次の第三文段をもつものとする。

「閉鎖執行においては、面会時間を一五分以内、面会間隔を一ヶ月に制限することが許されるものとする。」

二　第一四三条第一項は、次の第三文段をもつものとする。

「独立していない執行施設については、施設の長として、判事または検事をも任命することができる。しかも地方裁判所の所在地にある独立していない執行施設については、まず第一に、検事正（der Oberstaatsanwalt）を、同時に地方裁判所の所在地ではない区裁判所の所在地にある、独立していない執行施設については、区裁判所の所長を施設の長に任命することができる。

第一八二条　収容に関する経過規定（Übergangsbestimmungen für die Unterbringung）

この法律の施行前に、その設立が開始された施設における収容については、次の規定が適用される。

一　第一七条とは別に、作業時間および自由時間中の雑居収容は、施設の空間的・人的および組織的な事情がそれを必要とするとき、およびそのかぎりにおいて、制限することもできるものとする。しかし、作業時間中の雑居収容は、一九八二年一二月三一日の満了までにかぎるものとする。

二　第一八条とは別に、被拘禁者は、休息時間中、施設の空間的事情が、それを必要とするかぎり、雑居でも、収容することが許されるものとする。六人以上の（mehr als fünf Personen）一ヶ所の雑居収容は、一九八二年一二月三一日の満了までにかぎつて、許されるものとする。

三　第一三二条とは別に、施設の収容力は、第一号および第二号に応じて決定することができる。

第一八三条　被拘禁者の作業に関する経過規定

被拘禁者の作業に関しては、他の法律規定が施行されるまで、次の規定が適用される。

一　自由刑の宣告を受けた者は、施設内でその能力に適した方法で、仕事を与えられることができる。その者は、施設の空間的・人的および組織的な事情がこれを許すかぎり、その要求に応じて、そのような（訳注、その者の能力に適した）方法で、仕事を与えられる。

二　施設外の労作は、第一一条に応じて、許される。